

群馬大学学生相談室規程

平成16. 4. 1 制定

改正 平成18. 4. 1 平成19. 4. 1

平成26. 4. 1 令和 6. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学（以下「本学」という。）に群馬大学学生相談室（以下「相談室」という。）を置く。

(目 的)

第2条 相談室は、本学学生の一身上の相談に応じ助言を与えることを目的とする。

(業 務)

第3条 相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の修学その他個人的な問題に対する相談及び助言
- (2) 前号の業務に必要な調査及び研究
- (3) その他学生相談に必要な業務

(相 談 員)

第4条 相談室に相談員若干人を置く。

- 2 相談員は、共同教育学部、情報学部、医学系研究科、保健学研究科及び理工学府の長から推薦された教員各1人とし、学長が委嘱する。
- 3 相談室に相談室長を置き、本学の教員のうちから学長が指名する者をもって充てる。
- 4 相談室長は、相談室の業務を総括する。
- 5 相談室長及び相談員は、業務上知り得た学生の個人的な情報は他に漏らしてはならない。

(相談室運営委員会)

第5条 相談室の運営に関する重要事項について審議するため、相談室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 相談室長
- (2) 相談員
- (3) 健康支援総合センターの主担当を命ぜられた教員
- (4) 学生支援センターの主担当を命ぜられた教員
- (5) 学務部長
- (6) 委員長が指名する者 若干人

3 前項第6号の委員は、学長が委嘱する。

(任 期)

第6条 前条第2項第6号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委 員 長)

第7条 運営委員会に委員長を置き、相談室長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第8条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めるときは、運営委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(分 室)

第10条 運営委員会が必要と認めるときは、相談室に分室を設けることができる。

2 分室については、別に定める。

(事 務)

第11条 相談室及び運営委員会の事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、学生相談の実施に関し必要な事項は、相談室長が定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。